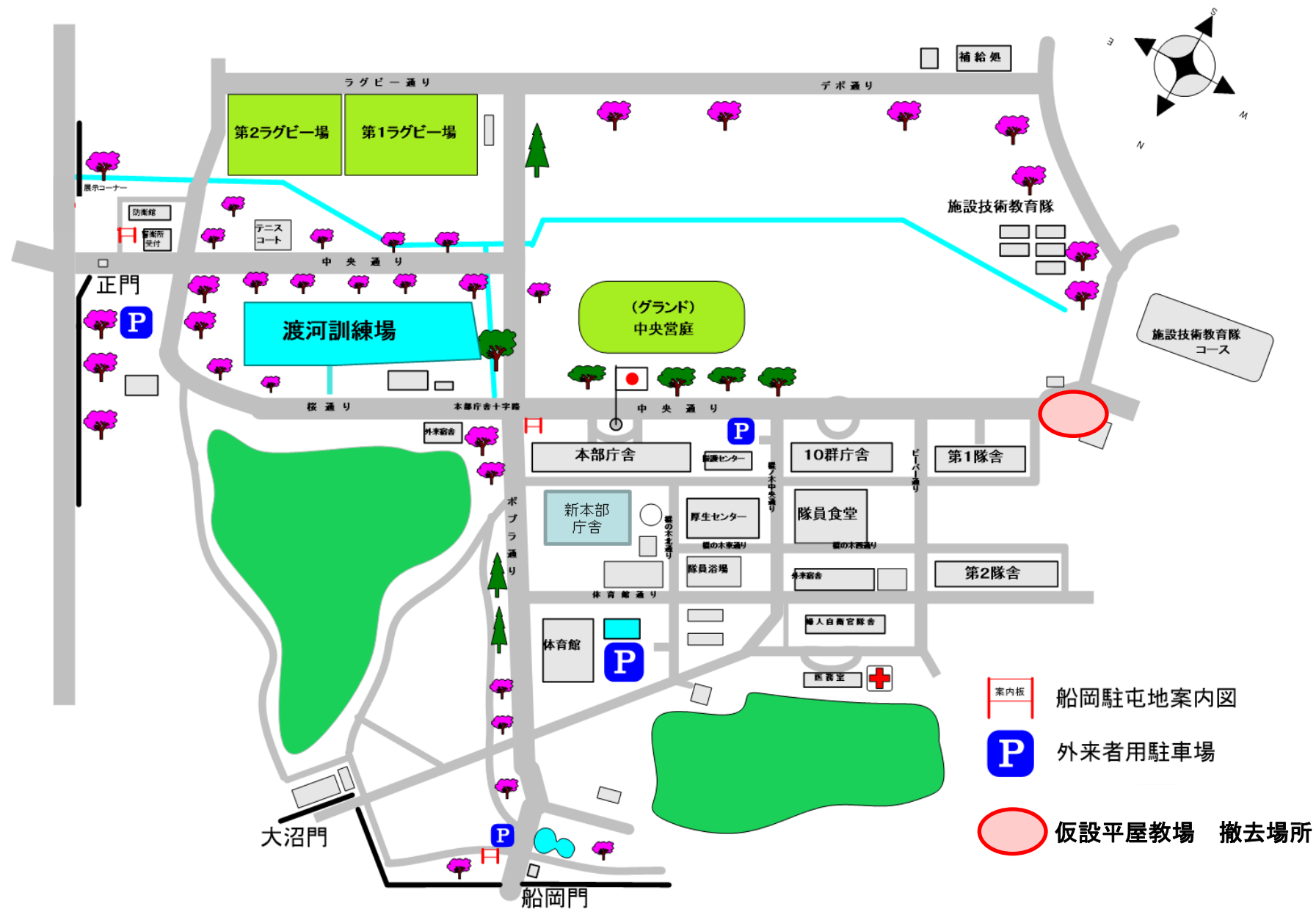




仕 様 書

調達要求番号：64J11AE0001号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	
仮設平屋教場賃貸借役務 (船岡駐屯地)		1	
		作 成	令和8年1月29日
		変 更	
		作成者部隊	第2施設団

1 総則

1. 1 件名

仮設平屋教場賃貸借役務 (船岡駐屯地)

1. 2 場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1 陸上自衛隊船岡駐屯地

1. 3 適用範囲

本役務は陸上自衛隊船岡駐屯地で実施する仮設平屋教場賃貸借役務について規定する。

2 設備撤去に関する要求

2. 1 役務の内容

仮設建物及び電気設備の撤去、エアコン撤去作業を実施する。

2. 2 役務履行期間及び作業時間

2. 2. 1 本役務の履行期間は、令和8年4月1日～同年7月10日までとし撤去完了日は令和8年7月10日とする。

2. 2. 2 作業可能時間は、0830～1700の間とする。

2. 2. 3 作業可能日は、平日のみとする。

2. 2. 4 休日及び平日の0830以前又は1700以降の作業を実施する場合は、官側担当者との調整によるものとする。

2. 3 細部撤去場所は「別紙」による。

3 規格

3. 1 連結式コンテナハウス 10連棟×1

3. 2 5600mm×2330mm

3. 3 エアコン4基

4 電気設備

引込配線の取外し

5 エアコン

5. 1 引込配線の取外し

5. 2 屋外引込開閉器盤及び幹線の取外し

5. 3 室外機の撤去

6 その他

6. 1 運搬資財及びその他の器材の調達、回収、撤去、清掃

6. 1. 1 本役務に必要な車両、移動及び設置機材等は、全て請負業者の負担とする。

6. 1. 2 本役務の作業終了後、速やかに車両、設置器材等は、撤去・回収し、清掃を行い設置場所内に残置しないものとする。

6. 2 写真

役務前、役務中、役務後及び監督官の指示により写真撮影し、アルバム等に整理の上、ネガと共に提出するものとする。

6. 3 本役務の作業終了の確認の立会

本役務の作業終了時は、請負業者の立会いのもと官側担当者の点検を受けるものとする。

7 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事

本役務に外国人技能実習生及び外国人建設就労者を従事させる場合は、事前に監督官へ当該会社に在籍していることを証明できる書類及び作業者名簿を提出し、許可を得たのち、本役務に従事させることができるものとする。

8 特記事項

許可なく役務場所及び指定された場所以外への立入りは禁ずるものとする。

9 秘密保全

本作業の遂行にあたり、知り得た秘密を許可なく第三者に提供しない事とする。

10 仕様書に関する疑義

本仕様書に規定のない事項又は内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議し、その指示を受けるものとする。